

障害の範囲に関する資料

I 論点整理

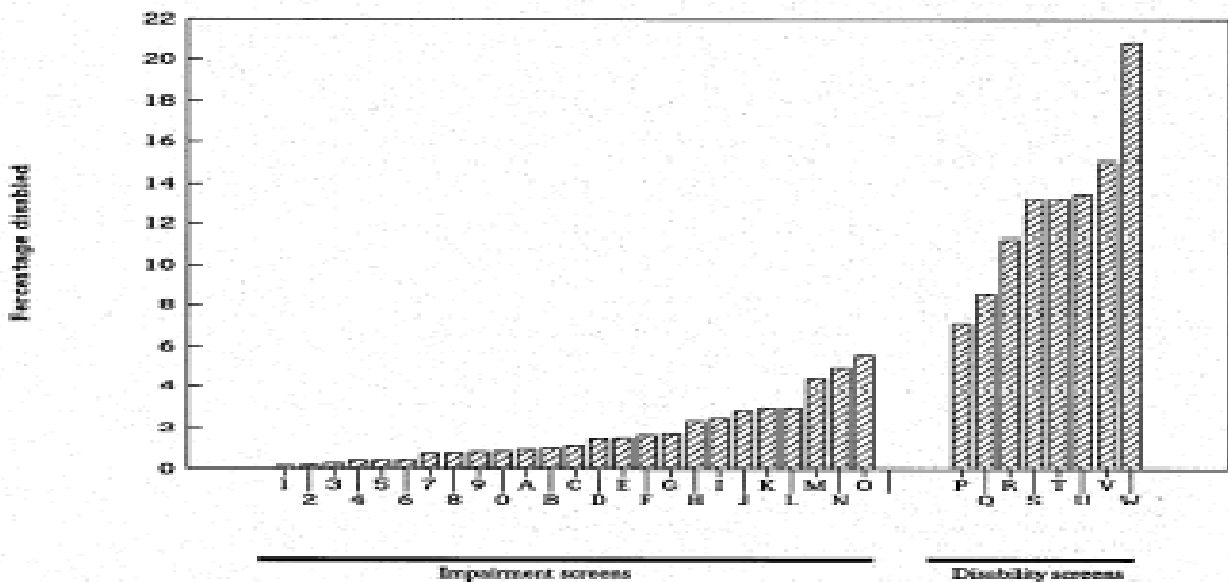
- ①障害者自立支援法の障害の範囲の見直しにおいては、障害者手帳をもっている人はもちろんのこと、障害手帳をもっていない難病等やいわゆる発達障害、高次脳機能障害においても対象とし、医師の意見書、勘案事項、1週間の利用計画表、地域の審査会の意見等の支給決定過程で福祉のサービスニーズが必要であると認められるものも障害者自立支援法の対象となるようにしてください。支援が必要と認められるにもかかわらず、サービスを利用できない現状では、非常に危険な状態に当事者を孤立させています。孤独死対策や緊急対応、若年者の家族からの自立を含めた対策は急務です。
- ②現在の障害者自立支援法の(定義)第4条では、身体障害者福祉法の対象者だけに限定されています。難病等も含まれるように、見直しにおいては包括的な定義に改正してください。
- ③福祉と医療を整理した協議が必要です。福祉施策においては、そのニーズに基づいて対象を規定し、義務的経費である障害者自立支援法によって、全国どこにおいても、必要な福祉サービスの申請ができるようにしてください。
- ④風邪や骨折等との違いの証明は医師の意見書や審査会の意見、現在すでに規定されている継続要件等で解決できる問題となっています。

II 国際比較でも欧米の対人口比20%程度に比べて、日本では5%程度と障害の範囲は狭い。使われている障害関連予算も対GDP費でアメリカの2分の1程度にとどまる(表1、2参照)

表1 国際社会における日本の障害者人口比

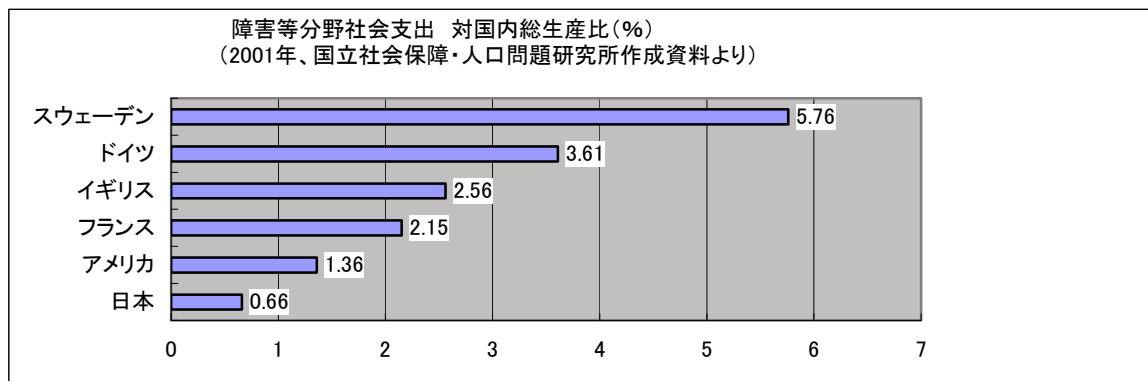
(Statistics on Special Population Groups Series Y No. 4
Disability Statistics Compendium United Nations New York, 1990)

Figure II.2. Percentage disabled by country or area, year of data collection and type of screen



Source: Table 1 (chap IV).

表2 OECD諸国内における日本の障害等の支出対GDP比は極めて低水準



III 支給決定の方法をEC等と比較しても、障害者手帳を要件として、入り口で規制している国は見あたらない。サービスのニーズによって要否もふくめた判定を行っている。

＜出典＞ヨーロッパの福祉サービスにおける障害の定義—障害者の範囲および対象者認定方式の現状—2006年3月22日日本社会事業大学社会福祉学部3年次佐藤ゼミナール
浅井万梨子、五十嵐由貴、海老沼良晃、鈴木善博、張悦、舟津千鶴、増田有佳里、佐藤久夫(担当教員)より抜粋。

表3 15カ国21の障害者福祉制度の障害(受給資格)評価の傾向

		基準と評価尺度	
		厳密	柔軟
評価・決定職員	医療職	Aタイプ 6制度 ■ベルギー・統合手当 ■ <u>スペイン・年金の介護加算</u> △ドイツ・介護保険 ■ <u>イタリア・付き添い手当</u> ■オーストリア・介護手当 ■ <u>ギリシャ・介護手当</u>	Bタイプ 5制度 △オランダ・WVG △デンマーク・LSS ■アイルランド・移動手当 ■アイルランド・介護者給付 ◎ノルウェー・SAA
	SW		Cタイプ 3制度 △フィンランド・障害者サービス提供法 △スウェーデン・LSS ◎スウェーデン・社会サービス法
	行政職	Dタイプ 1制度 ■イギリス・DLA	Eタイプ 4制度 ■アイルランド・CAA ■フランス・ADPA ■スウェーデン・障害者手当 ■ <u>ポルトガル・介護給付</u>
	学際チーム	Fタイプ 1制度 ■ <u>スペイン・生活保護の介護加算</u>	Gタイプ 1制度 ■ベルギー・DP

下線部は南ヨーロッパ、その他は西・北ヨーロッパ。◎現物給付 △現物または現金給付 ■現金給付
日本と比べて・・・ いくつか参考になる重要な点が浮かび上がってきた。第1に、あらかじめ手帳制度で(つまり原因疾患や機能障害の種類・程度で)「入り口規制」を設けている国は、少なくともこれらEU15カ国にはなさそうであるということである。法律の目的に従って、つまり、ニーズで利用対象者を定義することが一般的である。ところが障害者自立支援法では、第4条で障害者を定義しているが、そこに定義はなく、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法、児童福祉法にいう者であるとしている。

IV サービスを必要としている難病等の例

難病等においては、病院近辺の居住が必要等の理由で一人暮らしをする方の緊急対応や介助保障、十分な資産形成前に発症した若年者等の生活支援を含めた自立支援は急務となっている。「急に症状が悪化した、連絡することもできずに自宅で倒れていた」「緊急な対応が必要であったにもかかわらず、手遅れになった」等の声も寄せられている。しかし、現在の障害者自立支援法では入口の要件として身体障害者福祉法の障害者手帳の保持が要件となっており、サービスを利用できない現状。難病である多発性硬化症を例にみると、全身のいたる箇所に脱力、痛み、視覚障害等が多発する。障害者手帳の基準のように、限定された一カ所の症状、機能障害については波があり認定されないが、症状が多発する状態は継続しており、体力的な制限がかかり続けていること、日常生活、社会参加上の制限の継続は誰がみても明らかである。

東京都国分寺市が実施した難病等の調査。障害者福祉計画策定にむけた実態調査より抜粋

①総人口 116,575人

②市内在住の難病手当を受給するすべての人を対象にアンケート依頼 965人

*東京都が指定する難病医療費助成対象者と生活保護受給者が対象

③回答者 616人 回答率63.8%

④障害者手帳をもっていない難病者 379人 (61.5%)

内60歳以下で障害者手帳なし 126人 (20.5%)

手帳をもっていない難病等の人すべてが福祉サービスを必要としているわけではない。

⑤特に支援が必要となる一人暮らしで60歳以下、障害手帳なしの方 23人 (3.7%)

⑥日常生活で必要としている介助の内訳 (次ページ表4参照)

40歳以下の手帳なしでは家事支援が中心 5人程度 (対人口比で0.0042%程度でしかない)

40歳以下で成人の手帳なし身体介護は 1人程度

家事支援が必要な方がメイン。区分でもIADL項目に該当する区分1、2の方であるので、支給量が多く必要なわけではない。週のスポット的短時間支援でも効果的に支援が可能。

⑦職を持たない方で仕事を探している方で障害者手帳なし 21人 (3.4%)

⑧職業訓練(障害者手帳がなくても受けれる)を受けている人 0人 (0%)

*障害者手帳がなくても受けることのできる就労施策が機能していない。

4 難病等において支給決定の際に必要なとってくる視点

「特定疾患患者の生活の質(QOL)の向上に関する研究」班 主任研究者 中島孝 国立病院機構新潟病院 副院長等)においても、現行の障害者手帳が入口の要件になっており、障害者自立支援法の対象にならないことが指摘されています。又、HIV等ですでに認定項目として利用されている項目については、おなじように、難病等にも有効に機能することが確認されています。

①障害者自立支援法の支給決定見直しにおいては、難病等の内部障害の特性を反映するために、下記の項目を加える必要があります。

a 日中において、30分以上横になる等の安静が必要となる強い倦怠感及び易疲労が

1 ほとんどない 2 月に7日以上ある 3 毎日ある

b デスクワーク程度の軽作業を超える作業の回避が

1 必要ない 2 必要である

c 過去6ヶ月以内に受けた治療には「その他()」の欄をもうけ、難病等において継続的に必要となる免疫抑制剤やインスリン治療等も書き入れることができるようにすること。また、下記の項目を付け加えること。

*長期にわたる密な治療、厳密な服薬管理が

1 必要ない 2 必要である

d 主治医の意見書における各疾患等における留意点については現在別途取りまとめ中。

表 4 日常生活上で必要な介助

*家事支援のニーズがメインであり、自立支援法の対象年齢となると人数も少ない。対人口比では0.0042%程度

*家事支援は単に家事だけでなく、負担軽減された体力分を就労等の社会的活動に向けることができる

*週のスポットの短時間支援でも効果的に支援が可能。人の目が入ること、事業所との繋がり等により地域での孤立も防げる

調理

	ひとり 使用できる (含む補)	一部 介助が 必要	全 面的 に 介 助 が 必 要	無 回 答
手帳なし 10歳未満	2	-	1	2
10～19歳	5	1	-	-
20～29歳	23	-	-	-
30～39歳	27	2	1	1
40～49歳	32	-	-	5
50～59歳	54	3	-	4
60～69歳	76	5	4	17
70歳以上	63	5	11	35

掃除・洗濯

	ひとり 使用できる (含む補)	一部 介助が 必要	全 面的 に 介 助 が 必 要	無 回 答
	2	-	1	2
	5	1	-	-
	23	-	-	-
	27	2	1	1
	29	3	-	5
	51	5	-	5
	77	5	6	14
	62	8	15	29

買い物

	ひとり 使用できる (含む補)	一部 介助が 必要	全 面的 に 介 助 が 必 要	無 回 答
	2	-	2	1
	5	1	-	-
	21	2	-	-
	28	2	-	1
	31	2	-	4
	53	4	-	4
	80	6	6	10
	65	13	13	23

入浴

	ひとり 使用できる (含む補)	要 一部 介助が 必	が全 面的 に 介 助	無 回 答
手帳なし 10歳未満	2	1	1	1
10～19歳	6	-	-	-
20～29歳	23	-	-	-
30～39歳	28	2	-	1
40～49歳	33	-	-	4
50～59歳	56	-	1	4
60～69歳	86	3	4	9
70歳以上	76	16	4	18

着替え

	ひとり 使用できる (含む補)	要 一部 介助が 必	が全 面的 に 介 助	無 回 答
	2	2	-	1
	5	1	-	-
	23	-	-	-
	29	1	-	1
	32	-	-	5
	54	2	-	5
	87	2	3	10
	79	12	3	20

室内の移動

	ひとり 使用できる (含む補)	要 一部 介助が 必	が全 面的 に 介 助	無 回 答
	4	-	-	1
	6	-	-	-
	23	-	-	-
	30	-	-	1
	32	-	-	5
	56	1	-	4
	83	6	2	11
	81	8	2	23